

令和3年度分 事業の早期回復に向けた取組を支援します ～雲仙市地域産業再起支援事業補助金のご案内～

市では、事業の早期回復に向けた取組（「新たなサービスや働き方の導入」や「新しい生活様式への対応」等）に係る経費に対し、補助金を交付します。

《 補助上限額が引き上げられました！！ 》

上限20万円
(令和2年度分の補助上限額)



上限40万円
(令和2年度分と令和3年度分の合計補助上限額)

■補助対象者

中小企業者等であり、申請日時点で市内に住所又は事業所を有する個人事業主又は法人等

※主業が農林漁業者は対象外ですが、店舗等で消費者等と接する機会の多い業態を営んでいる事業者については対象となります。

■補助対象経費

令和3年4月1日以降に着手（契約・発注）した取組に必要な下記経費のうち、**令和3年4月1日から令和3年9月30日までに請求・支払行為等が完了したもの**
(※消費税は補助対象外となります。)

「ながさきコロナ対策飲食店認証制度補助金」等の、他の補助金を受給している又は受給予定の場合、その補助金額を控除した金額が補助対象経費となります。

主な補助対象経費（例）	
消耗品等購入費	マスク、消毒用アルコール、ゴム手袋、使い捨てスリッパ、テイクアウト・デリバリー用物品、等
備品・機械装置等購入費	空気清浄機、扇風機、エアコン（ウイルス除去機能、空気清浄機能、換気機能のいずれか付）、非接触型体温計、等
広告宣伝費	店内における感染症対策取組への協力呼びかけポスター、テイクアウト等開始周知チラシ、等
外注費	防護スクリーン設置、自動ドアの導入、換気扇クリーニング、非接触型自動水栓（蛇口）設置、等

■補助金額

補助対象経費の**5分の4**以内（**上限40万円**※）

※**令和2年度分と令和3年度分の補助合計額。**

裏面の事業を継続するための取組についても、別途利用可能です。

■書類提出先・問合せ先

〒859-1107 雲仙市吾妻町牛口名714番地
雲仙市 観光商工部 商工労政課
TEL:0957-38-3111 FAX:0957-38-3205

【申請期限】
令和3年
9/30
まで